

令和6年度産業カウンセラー派遣事業実施要項

公立学校共済組合青森支部

1 趣 旨

公立学校共済組合青森支部（以下「支部」という。）は、多忙な組合員が、職場にてメンタルヘルスに関する相談を気軽に受けられるよう、産業カウンセラーを派遣し、組合員のメンタルヘルスの保持増進及び不調への気づきとケアに資する。

2 対 象

各所属所の組合員とする。ただし、1回の相談人数は2名以上とする。

3 実施期間

令和7年2月までとする。

4 実施内容

産業カウンセラーを所属所に派遣し、メンタルヘルスに関する個別相談（対面）を実施する。

5 実施日時及び会場

所属所の希望に応じて実施するものとする。

6 個別相談の時間配分

個別相談に要する時間は、原則として1人20分～30分程度とし、各所属所でスケジュールを調整するものとする。

7 実施予定回数

年間25回とする。

ただし、予定回数を超えた申込みがあった場合は選考とする。

8 相談実施者

一般社団法人日本産業カウンセラー協会に所属する産業カウンセラーで、一般社団法人日本産業カウンセラー協会東北支部長が推薦する産業カウンセラーとする。

9 プライバシーの保護について

個別相談の内容に携わる者は、産業カウンセラーのみとし、プライバシーの保護には十分配慮する。

10 申込方法

希望する所属所は、申込書（様式 産業カウンセラー）を支部に提出するものとする。

11 決定通知

支部は、決定について申込みのあった所属所に通知する。

12 経費

公立学校共済組合青森支部が負担する。